

介護老人福祉施設 ビオラ三保

指定短期入所生活介護／介護予防短期生活介護 運営規程

第1条(目的)

社会福祉法人中川徳生会が運営する指定介護老人福祉施設 ビオラ三保(以下「ビオラ三保」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態にある利用者に対し、適正な短期入所生活介護サービスを提供するものとする。

第2条(運営方針)

運営方針は次のとおりとする。

- ①ビオラ三保の職員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事などの介護、相談及び援助、社会生活の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- ②ビオラ三保は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って短期入所生活介護サービスを提供するように努めるものとする。
- ③ビオラ三保の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

第3条(施設の名称・所在地)

ビオラ三保の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 指定介護老人福祉施設 ビオラ三保
2. 所在地 横浜市緑区三保町350

第4条(職員の職種、員数及び職務内容)

施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者(常勤兼務1名)
管理者は、業務の管理を一元的に行う。
2. 医師(非常勤兼務 1名)
医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持の為、適切な措置をとる。
3. 生活相談員(常勤兼務 2名)
生活相談員は、利用者の心身の状況及びその環境等を把握し、生活相談に応じる。
4. 看護職員又は介護職員(正看護師又は准看護師もしくは介護福祉士等・常勤兼務48名)
看護職員又は介護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、日常生活に関する介護を行う。
5. 介護支援専門員(常勤および非常勤兼務2名以上)
介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画を作成する。
6. 機能訓練指導員(常勤兼務2名以上)
機能訓練指導員は、機能訓練プログラムを作成するとともに、他の職員に対し技術指導等を行う。
7. 栄養士(管理栄養士等 常勤兼務1名以上)
管理栄養士は、利用者への食事等の栄養管理の相談、指導等を行う。

第5条(入所定員及びユニット数)

ビオラ三保の短期利用者の定員は10名1ユニットとする。

但し、入院者ベット(空床)を利用する場合があります。

第6条(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの内容及び利用料等)

1. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、以下の料金体系とする。
 - ①生活相談(相談援助等)
 - ②機能訓練(日常動作訓練)
 - ③介護サービス(食事、入浴や排泄の介助等のサービス)
 - ④栄養・健康管理

料金体系(利用者負担金)は、以下のとおりです。

Ⅰ. 介護保険の給付対象 サービス利用料金(1日あたりの目安)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用 単位数	529	656	704	772	847	918	987
看護体制加算 Ⅰ			4	4	4	4	4
看護体制加算 Ⅱ			8	8	8	8	8
夜勤職員配置 加算Ⅳ			20	20	20	20	20
サービス提供体 制強化加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18	18
機能訓練指導 体制加算	12	12	12	12	12	12	12
生産性向上推進 体制加算Ⅱ※1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
介護職員等処遇 改善加算Ⅱ※2	76	93	104	113	124	133	143
単位数合計	635.3	779.3	870.3	947.3	1,033.3	1,113.3	1,192.3
自己負担額合 計※3	692円	848円	947円	1,031円	1,125円	1,212円	1,298円

①

※1:1ヶ月あたり、1回のみのご負担額となります。

※2:介護報酬単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(13.6%)

※3:単位数×地域加算(10.88)の1割

※介護保険負担割合証が2割・3割負担の方は、サービス利用料金の請求額がそれぞれ約2倍もしくは約3倍になります。

※ご利用される居室(入院者の空床利用等)によって加算が追加または変更となる場合がございます。

Ⅱ. 介護保険の給付対象外料金(1日あたりの居住費および食費の自己負担額)

	対象者	食費	居住費
第1段階	市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	300円	880円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の方	600円	880円
第3段階①	市民税非課税世帯の方で 80万円超120万円以下の方 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	1,000円	1,370円
第3段階②	市民税非課税世帯の方で 120万円以上の方 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	1,300円	1,370円
第4段階	上記以外の方	1,870円	2,500円

②

その他の費用

項目	内容	利用料金
おやつ等	コーヒーや紅茶及びおやつにかかる費用です。当施設では入居者全員へ提供させていただきます。	150円/日
日常生活上必要な 諸費用	希望により、歯ブラシやティッシュ等の日常生活に要する費用です。	実費相当額
教養娯楽費	希望により、レクリエーション、クラブ活動参加費として材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額
理美容にかかる費用	希望により、提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	実費相当額
複写物	希望により、複写に必要な費用です。	50円/枚
テレビ利用料	希望により、居室にてテレビを利用する際の費用です。	70円/日
送迎費用	通常の送迎実施範囲を超えて送迎を行った時にかかる費用です。	100円/km

③

※補足

・食費について

第4段階に相当する入居者の食事についての内訳は、朝食350円、昼食870円、夕食650円と分かれています。

・利用日数の超過による減算について

連続して60日を超えて短期入所生活介護サービスを利用する場合、61日以降、1日につき所定単位数から(要介護1:670単位/要介護2:740単位/要介護3:815単位/要介護4:886単位/要介護5:955単位)に減算されます。

連続して30日を超えて介護予防短期入所生活介護サービスを利用する場合、31日以降、1日につ

き所定単位数から(要支援1:503単位/要支援2:623単位)に減算されます。

当施設での1日当たりの自己負担額合計の目安(①+②+③)※

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	2,022円	2,178円	2,277円	2,361円	2,455円	2,542円	2,628円
第2段階	2,322円	2,478円	2,577円	2,661円	2,755円	2,842円	2,928円
第3段階①	3,212円	3,368円	3,467円	3,551円	3,645円	3,732円	3,818円
第3段階②	3,512円	3,668円	3,767円	3,851円	3,945円	4,032円	4,118円
第4段階	5,212円	5,368円	5,467円	5,551円	5,645円	5,732円	5,818円

※介護保険負担割合証が1割の方の料金です。2割・3割の方は別途ご相談下さい。

2. 第1項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名)を受けることとする。

第7条(通常の送迎実施地域)

当施設の送迎実施地域は、横浜市の緑区、青葉区、旭区の区域とする。

第8条(協力病院)

ビオラ三保は、入院及び治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を定めておく。

第9条(緊急時などにおける対応方法)

職員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第10条(衛生管理)

1. ビオラ三保は、食中毒、感染症等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備する。
2. ビオラ三保は、感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講ずよう努めるものとする。
3. ビオラ三保は、食中毒・感染症等の発生防止のための指針を整備し、職員への研修を定期的に行う。

第11条(掲示)

ビオラ三保は、運営規程の概要・職員の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の見やすい場所に掲示する。

第12条(苦情処理)

ビオラ三保は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講じることとする。

第13条(事故発生の防止及び発生時の対応)

1. ビオラ三保は、事故の発生又はその再発を防止するため、担当者を設置し次の措置を講じるものとする。
 - ① 事故発生の防止及び発生時の対応を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
 - ② 事故発生の防止及び発生時の対応の指針を整備し、職員への研修を定期的実施する。
2. ビオラ三保は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・入所者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
3. ビオラ三保は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第14条(非常災害対策)

1. ビオラ三保は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。
2. 非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出その他の必要な訓練(うち1回は夜間又は、夜間想定訓練)を行う。

第15条(記録の整備)

1. ビオラ三保は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。
2. ビオラ三保は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第16条(守秘義務)

職員は、ビオラ三保に在籍中および退職後も契約書、並びに個人情報保護の方針に基づき業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

第17条(身体拘束禁止)

職員は、利用者に対して原則身体拘束は行わないこととするが、緊急やむを得ない場合は、入居者の家族もしくは身元引受人から同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができる。

第18条(虐待の防止)

1. ビオラ三保は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を設置し次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
 - ② 虐待防止のための指針を整備し、職員への研修を定期的実施する。
2. ビオラ三保は、職員等による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第19条(入所対象者)

入所対象となる方は、要支援1、要支援2、要介護1から要介護5までに認定された方のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において継続して介護を受ける事が困難な方を対象とする。
但し、自傷・他傷行為がある方、継続しての治療が必要とされている方は、入所を御断りする場合があります。

第20条(サービス提供にあたっての留意事項)

1. ビオラ三保は、利用者の健康状態の確認により、医師等の判断に基づき、入浴サービスを提供しない場合がある。
2. ビオラ三保は、利用者が次の各号に該当すると認められた時は、当該利用者の保険者に対し所定の手続きにより、施設サービスの提供の中止等の措置を行う場合がある。
 - ① 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
 - ② 偽り、その他の不正行為による保険給付の受給もしくは受給しようとしたとき。
 - ③ 故意にこの規程を違反したとき。

第21条(サービスご利用にあたっての留意事項)

1. 施設内では以下にあげる行為をしてはならない。
 - ① 喧嘩、口論、泥酔等、他人に迷惑をかけること。
 - ② 指定した場所以外での喫煙等。
 - ③ 施設の秩序・風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
 - ④ 施設に損害を与えるようなこと。
 - ⑤ 居室内で火気を扱うこと。

第21条(その他運営についての留意事項)

1. ビオラ三保は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を整える。
2. ビオラ三保は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
3. ビオラ三保は、その運営にあたって、地域や地域住民との連携・協力・交流に努める。

附則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

平成22年5月1日に一部改定。

平成24年4月1日に一部改定。

平成25年11月1日に一部改定。

平成26年4月1日に一部改定。

平成26年5月1日に一部改定。

平成27年4月1日に一部改定。

平成27年8月1日に一部改定。

平成29年4月1日に一部改定。

令和1年10月1日に一部改定。

令和3年4月1日に一部改定。

令和4年8月1日に一部改定。

令和4年10月1日に一部改定。

令和5年7月1日に一部改定。

令和6年10月1日に一部改定。